

区民からの意見（平成18年6月21日のメール）

企画部 企画課 御中

練馬の住民です。国籍は日本です。55年間練馬に居住しています。  
住民税をきちんと納めています。  
地方参政権を有しています。

その私が疑問に思います。

自治基本条例とは？

本当に必要なですか？

以下に歯に衣を着せずに言わせて頂きます。

1. 「練馬区の最高規範」と大それたことを！！ 「再考」を要す。

地方自治法より上位に出るものであってはならない。

2. 区民とは国籍のいかんを問わない。ということは外国人も区民となる。

選挙を通して区政に参加・参画し、また直接に参加・参画するとしている。  
くわばらくわばら。外国人地方参政権付与の道。

3. 区民主権は完全独立、区政や外部の不当な圧力を受けない。

名実共に都政から独立という。

そのとおり、練馬区教育委員会は都教委の圧力を受けない。

都教委の選定基準を無視した前歴がある。

すでに実施中！！ それがいい事なのか？

4-9. この条例が最高規範だから(最高規範と決めたのだから) 区はこれにしたがうべきだ、って何か矛盾してない？

5. 青少年の参加を認める。 子供の権利条例への道？ 大人の矜持はどこへ行った？

6. 議会陳情や提言など今だってちゃんとやっている。 条例などいまさら不要。

7－2－2. 区長は区職員を面倒見ろだって？ それなら職員採用の段階からえり分けたほうがいい。 何かと手間のかかる組合指向型の人はゴメンです。

8. 議員さん しっかりしてくださいね。 こんなこといわれて余計なお世話と思いませんか？

9. コミュニティー は多様です。人種も違います。思想信条も違います。

活動の場を広く提供してください。 と叫ぶ人は決まっています。

人権利権派といわれる活動家です。 区の施設をタダ同然に使い政治活動を行います。

10. 住民投票は間接民主制を一層強化しますか。 危ない両刃の剣 慎重に。

11. 自治推進委員会 で決めたことは絶対ですか？行政の責任部署は？区長だけが責められるのか？委員の選任方法や任期などは？

穴だらけ、すきまだらけの 作文です。 なくても支障ない。 もともと「地方自治法」があるから。

あえて作ろうとするのは下記魂胆があるから。

定住外国人への地方参政権付与。

政治好きの人の壟断の機会増大。

子供の権利条例への布石。

以上をもって、本条例案制定を前提とした懇談会提言案に反対します。

[氏名・連絡先などは、省略しました。 (事務局注)]